

○ 第2次日野市立図書館基本計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 1 月 31 日制定

平成 24 年 2 月 10 日改正

(設置及び目的)

第1条 日野市立図書館の今後の在り方を検討し、第2次日野市立図書館基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、第2次日野市立図書館基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 日野市立図書館のあり方に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画案の策定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、前項の規定により策定した計画案を日野市教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、教育長が委嘱する。

- (1) 公募市民 5人以内
- (2) 有識者 2人以内
- (3) 日野市関係部署の職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、第2条に規定する所掌事項が完了していない場合は任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、次に掲げる金額を謝礼として支払う。ただし、日野市の職員等には支給しない。

(1)公募市民 1,000 円

(2)有識者 5,000 円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項の完了をもってその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。

○ 第2次日野市立図書館基本計画策定委員会委員名簿

平成24年(2012年)4月1日～平成25年(2013年)3月31日

	氏 名	所 属
委員	大杉 宏光	有識者(社会教育委員)
委員	窪川 一男	市民委員
委員	田中 正昭	市民委員
委員	野田 たかね	市民委員
委員	廣澤 秀真	市民委員
委員長	松尾 昇治	有識者(実践女子短期大学教授)
委員	山岡 熙子	市民委員
副委員長	増子 和男	教育部参事(生涯学習担当)
委員	宇津木 恵子	図書館長
委員	長崎 将幸	学校課指導主事

※ 敬称略

※ 市民委員・有識者の順は、五十音順です

○ 第2次日野市立図書館基本計画策定委員会開催状況

	開催日	議事内容
第1回	平成24年4月20日(金)	委員紹介 委員長・副委員長選出 第1次計画策定以降の経過 第2次計画の方針と委員会の進め方
第2回	平成24年5月25日(金)	「図書館の基本」について(1)
第3回	平成24年6月15日(金)	「図書館の基本」について(2)
第4回	平成24年6月29日(金)	「図書館の基本」について(まとめ)
第5回	平成24年7月13日(金)	第1次図書館基本計画の部門別施策の検証
第6回	平成24年9月13日(金)	骨子案の検討(1)
第7回	平成24年10月5日(金)	骨子案の検討(2)
第8回	平成24年10月19日(金)	骨子案の検討(3)
第9回	平成24年11月2日(金)	素案(計画本文案)の検討(1)
第10回	平成24年11月16日(金)	素案(計画本文案)の検討(2)
第11回	平成24年12月7日(金)	素案(計画本文案)の検討(3)
	平成25年1月15日(火)～ 1月31日(木)	パブリックコメントの募集
第12回	平成25年2月15日(金)	パブリックコメントの検討(1)
第13回	平成25年3月1日(金)	パブリックコメントの検討(2)
第14回	平成25年3月15日(金)	計画(案)の決定